

白井市農産物PR推進事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

農産物PR推進事業補助金

2 補助金交付の目的

白井市産農産物をPRし、農業の振興を図るため。

3 用語の定義

「市内の農業者が組織する団体」とは、市内の農業者5人以上で組織される生産者団体をいう。

4 補助対象

市内の農業者が組織する団体

5 補助対象経費

白井市産農産物をPRするホームページの開設に係る事業者への委託経費

6 補助額（率）

補助対象経費の4分の1以内（ただし、上限額を25万円とする。）

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成30年4月1日

9 補助金の終期

平成31年3月31日

10 改正履歴